

## 【出願（入学）予定者の皆さまへ】

「こども性暴力防止法」の施行に伴う学校等における実習について（確認依頼）

常葉大学

教育・保育などのこどもに接する場での「こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守る」ため、2024年6月に「こども性暴力防止法」が成立しました。2026年12月25日に施行される予定で、この法律で定められている取組「教育・保育等に携わる者（教員、保育士、実習生など）について、特定性犯罪前科の有無を確認する制度（犯罪事実確認）」が導入されます。その際、学校・園等における実習を行う対象学生にも影響が生じる可能性が考えられます。

つきましては本学として以下のように対応いたしますのでご承知おきください。

## 記

### 【対象学生】

- ・教育学部学校教育課程、保育学部保育学科、健康プロデュース学部保育健康学科、短期大学部保育科、大学院学校教育研究科（教職大学院）に入学する学生
- ・（上記の1課程3学科1研究科を除く）免許課程を有する学科・研究科に入学する学生・大学院生のうち、教職課程履修希望者

### 【考えられる影響の内容】

- ①実習前の犯罪事実確認について法の施行後、実習を行う前に、特定性犯罪前科の有無の確認が受け入れ実習校（園）から求められる場合があります。確認の結果、特定性犯罪前科があると判断された場合には、生徒等に接する実習を行うことはできません。
- ②実習を行えない場合、教員免許状、保育士資格等の取得要件を満たすことができないため、免許・資格取得ができなくなる可能性があります。教職大学院では法令等により実習が修了要件として定められていることから大学院を修了できなくなります。

### 1. 本学入学後の対応について

本学では、実習を行う見込みのある学生に対し、法の趣旨を理解していただくため、教育学部学校教育課程、保育学部保育学科、健康プロデュース学部保育健康学科、短期大学部保育科、大学院学校教育研究科（教職大学院）の学生・大学院生は入学後または実習前に、その他の学生・大学院生は、所属する免許課程を有する学科・研究科での教職課程履修選択時または実習前に、**同意書**（犯

罪事実確認に関する同意) および**誓約書**(特定性犯罪前科がない旨の誓約)の提出をお願いする予定です。

※これらの書類は個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。

## 2. 出願(入学)に際してのお願い

上記内容を十分にご理解のうえ、ご出願・ご入学をご検討くださいますようお願いいたします。

以上

本件に関する問い合わせ先  
常葉大学 教職支援センター  
電話番号 054-261-1707